

## 首里城公園における時間制入場管理システム導入業務に係る企画提案の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告します。

令和7年9月12日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1. 募集する企画提案書の要旨

首里杜地区は、琉球王国時代に首里城を中心に形成された歴史あるまちである。首里城は沖縄県内でも指折りの観光地であり、多くの観光客が首里城を目的に当地を訪れている。一方で、観光客の増加が地域の暮らしを圧迫するオーバーツーリズムにつながるとの懸念が生じている。また令和8年度の首里城正殿復元後の安全管理も配慮して適切な入場管理が必要となる。本業務では、現在首里城公園で未対応の時間制を導入することで、オーバーツーリズムの未然防止及び安全管理を目的とした業務である。については、本業務「首里城公園における時間制入場管理システム導入業務委託」の品質の高い成果を得るため、企画提案書を募集します。

### 2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

(4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

(5) 日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムの導入実績があり現在も運用されていること。

(6) 本業務に従事する正・副計2名以上の担当者を割り当てること。従事する正の担当者は、日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムの導入実績があること。

(7) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。

(8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表又は構成員が沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）～（4）の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が（5）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（6）の要件を満たす者であること。

### 3. 企画提案書等の内容

首里城公園における時間制入場管理システム導入業務委託に係る募集要綱及び同仕様書（沖縄県土木建築部首里城復興課ホームページに掲載）を参照すること。

### 4. 主なスケジュール

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 参加申込期限    | 令和7年9月29日（月）                  |
| (2) 企画提案書提出期限 | 令和7年9月29日（月）                  |
| (3) 企画提案選定委員会 | 令和7年10月2日（木）（予定）              |
| (4) 審査結果の通知   | 令和7年10月8日（水）（予定）応募者あて最上位者名を通知 |
| (5) 委託契約      | 令和7年10月2週（予定）                 |

### 5. 注意点

- (1) 令和7年9月議会補正予算成立前の準備手続きの留意点

本手続きは、本事業に係る令和7年9月議会補正予算成立を前提とした準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において本事業に係る令和7年9月議会補正予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、令和7年9月議会補正予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、企画提案書特定の通知を延期する場合がある。

### 6. 連絡先

沖縄県土木建築部 首里城復興課 新垣、橘  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL：098-943-0140 FAX：098-862-3825  
e-mail：aa068501@pref.okinawa.lg.jp